

岩手県選挙管理委員会告示第30号

岩手県選挙管理委員会が保有する行政文書の開示に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成22年3月31日

岩手県選挙管理委員会

委員長 野村 弘

岩手県選挙管理委員会が保有する行政文書の開示に関する規程の一部を改正する告示

岩手県選挙管理委員会が保有する行政文書の開示に関する規程（平成11年岩手県選挙管理委員会告示第42号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
(電磁的記録の開示の実施の方法)		(電磁的記録の開示の実施の方法)	
第4条 条例第16条第1項の実施機関が定める方法は、次の表の左欄に掲げる電磁的記録の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に定める方法とする。		第4条 条例第16条第1項の実施機関が定める方法は、次の表の左欄に掲げる電磁的記録の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に定める方法とする。	
電磁的記録の種別	開示の実施の方法	電磁的記録の種別	開示の実施の方法
1 磁気テープ、磁気ディスク、光ディスクその他これらに類するもの（以下「磁気テープ等」という。）に記録されている電磁的記録で、行政情報センター（岩手県庁舎内に設置されている情報公開窓口をいう。）又は行政情報サブセンター（公有財産の所管及び分掌の特例に関する規則（昭和39年岩手県規則第41号）第3条第1項に規定する合同庁舎等（奥州地区合同庁舎江刺分庁舎及び岩泉地区合同庁舎を除く。）内に設置されている情報公開窓口をいう。）内に設置されている電子計算機その他の機器を用いて閲覧し、若しくは視聴し、又は複製することができるもの	[略]	1 磁気テープ、磁気ディスク、光ディスクその他これらに類するもの（以下「磁気テープ等」という。）に記録されている電磁的記録で、行政情報センター（岩手県庁舎内に設置されている情報公開窓口をいう。） <u>、</u> 行政情報サブセンター（公有財産の所管及び分掌の特例に関する規則（昭和39年岩手県規則第41号）第3条第1項に規定する合同庁舎等（以下「合同庁舎等」という。）のうち、 <u>奥州地区合同庁舎江刺分庁舎、北上地区合同庁舎、遠野地区合同庁舎、一関地区合同庁舎千厩分庁舎及び岩泉地区合同庁舎を除く</u> 庁舎内に設置されている情報公開窓口をいう。） <u>又は</u> 行政情報サブセンター <u>地域窓口（合同庁舎等のうち、北上地区合同庁舎、遠野地区合同庁舎及び一関地区合同庁舎千厩分庁舎内に設置されている情報公開窓口をいう。）</u> 内に設置されている電子計算機その他の機器を用いて閲覧し、若しくは視聴し、又は複製することができるもの	[略]
[略]		[略]	
別表第1（第6条関係）		別表第1（第6条関係）	

区 分	金 額
[略]	
2 スキャナにより読み取ってできた電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）をフレキシブルディスクカートリッジ（日本工業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第20条の2第1項の報告書、書面及び政治資金監査報告書（以下「収支報告書等」という。）に限る。）	フレキシブルディスクカートリッジ1枚につき50円に収支報告書等1枚ごとに10円を加えた額
3 スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下この項において同じ。）に複写したものの交付（収支報告書等に限る。）	光ディスク1枚につき150円に収支報告書等1枚ごとに10円を加えた額
[略]	

[略]

別表第2（第6条関係）

開示の実施の方法	区 分	単 位	金 額
複製物の交付	1 フレキシブルディスクカートリッジ（日本工業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものであって、1.44メガバイトのものに限る。）に複製した複製物	1枚につき	50円
	2 光ディスク（日本工業規格X0606およびX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生	1枚につき	150円

区 分	金 額
[略]	
2 スキャナにより読み取ってできた電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）をフレキシブルディスクカートリッジ（日本工業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。以下この項において同じ。）に複写したものの交付（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第20条の2第1項の報告書、書面及び政治資金監査報告書（以下「収支報告書等」という。）に限る。）	フレキシブルディスクカートリッジ1枚につき40円に収支報告書等1枚ごとに10円を加えた額
3 スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下この項において同じ。）に複写したものの交付（収支報告書等に限る。）	光ディスク1枚につき80円に収支報告書等1枚ごとに10円を加えた額
[略]	

[略]

別表第2（第6条関係）

開示の実施の方法	区 分	単 位	金 額
複製物の交付	1 フレキシブルディスクカートリッジ（日本工業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものであって、1.44メガバイトのものに限る。）に複製した複製物	1枚につき	40円
	2 光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装	1枚につき	80円

装置で再生することが可能なものであって、 <u>650メガ</u> バイトのものに限る。)に複製した複製物		
[略]		
4 録音カセットテープ(日本工業規格C 5568に適合する記録時間120分のものに限る。)に複製した複製物	1巻につき	<u>130円</u>
5 ビデオカセットテープ(日本工業規格C 5581に適合する記録時間120分のものに限る。)に複製した複製物	1巻につき	<u>210円</u>
[略]		

置で再生することが可能なものであって、 <u>700メガ</u> バイトのものに限る。)に複製した複製物		
[略]		
4 録音カセットテープ(日本工業規格C 5568に適合する記録時間120分のものに限る。)に複製した複製物	1巻につき	<u>120円</u>
5 ビデオカセットテープ(日本工業規格C 5581に適合する記録時間120分のものに限る。)に複製した複製物	1巻につき	<u>190円</u>
[略]		

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。